

議 事 要 旨

1 開会 午後2時00分

2 市長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 議事

(総務課長)

協議事項アの「西之表市総合教育会議の運営について」までは、事務局で進行します。

議事の(1)趣旨説明について教育委員会でお願ひします。

(1) 趣旨説明

(教委総務課長)

本総合教育会議の設置の根拠になっている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、概要を説明します。参考資料1-2をお願いします。

まず、法改正の趣旨については、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化、地方対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革が行われたものです。

次に、改正の主な概要についてですけれども、1点目は教育行政の責任の明確化ということです。具体的には、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置き、首長が議会の同意を得て直接任命を行うというものです。教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表である委員長と事務の総括者である教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確にするものです。なお、この新教育長には経過措置があり、法律施行の際現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期に限り、引き続き教育長として在職することになります。

2点目は、総合教育会議の設置、大綱の策定です。今回の法律改正により全ての地方公共団体に、首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を設置することが義務付けられています。併せて、首長には総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する国の教育振興基本計画を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる大綱の策定が義務付けられたところです。なお、総合教育会議では、この大綱策定、教育条件の整備等、重点的に講ずべき措置、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととされ、調整された事項については、首長及び教育委員会はその結果を尊重しなければならないとされています。

3点目は、国の地方公共団体への関与の見直しです。いじめによる自殺の防止と児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合は、文部科学大臣が教育委員会に対し指示ができることが明確化されたところです。以上簡単ですが、法改

正の概要については、説明を終わります。

引き続き県内の現在の総合教育会議の設置状況等についてお知らせします。まず、総合教育会議の事務局の設置状況について、市長部局に設置されている市町村が 27 団体、教育委員会が委任を受けて設置している市町村が 9 団体、まだ決定されていないところが 7 団体あるようです。次に、総合教育会議の開催状況について、5 月までに開催する市町村が 16 団体、年度中に行いたいというところが 10 団体、未定のところが 5 団体ございます。それから大綱についてですが、教育振興基本計画をもって大綱に代えるという市町村が 25 団体、未定のところが 8 団体、残りはその他いろいろあるようです。以上で私からの説明を終わります。

(総務課長)

ただいまの趣旨説明について、ご質問ありませんか。

(構成員)

なし。

(総務課長)

無いようですので(2)の協議事項に入ります。

(2)の協議事項、アの西之表市総合教育会議の運営について事務局から説明します。

(2) 協議事項

ア 西之表市総合教育会議の運営について

(法制文書係長)

総合教育会議の運営について、運営方法については法律の趣旨にのっとった形で、必要な事項を西之表市総合教育会議設置要綱で定めることとしたいと思っております。

要綱の案については協議資料 1 をお願いします。

第 1 条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、西之表市総合教育会議を設置することを定めています。

第 2 条では、総合教育会議は、法の規定に基づいて、(1)本市の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について、(2)本市の教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術等の振興を図るための重点的に講ずべき施策について、(3)児童、生徒等の生命または身体に被害が生じたり、被害が生じる恐れがあると見込まれる場合の緊急に講じるべき措置について、以上 3 点について協議を行うことにしています。

第 3 条は、総合教育会議は、市長及び教育委員会で構成されることを定めています。

第 4 条は、総合教育会議は、市長が招集し議長となるが、必要がある場合は教育委員会から総合教育会議の招集を市長に求めることができることを定めています。

第 5 条は、必要がある場合には総合教育会議は、関係者から意見を聴取することができることを定めています。

第 6 条は、総合教育会議は公開するが、必要があるときは非公開にすることができること

を定めています。

第7条は、総合教育会議は会議終了後議事録を作成し公表するものとするが、会議を非公開としたときは公表しないことを定めています。

第8条は、総合教育会議において調整を行った事項については、その調整結果を尊重しなければならないことを定めています。

第9条は、総合教育会議の事務を市長部局の総務課で処理することを定めています。

第10条は、この要綱に定めがないものについては、別に定めることを規定しています。

以上ですが、冒頭申しましたとおり、法の趣旨にのっとり必要事項を定めており、他市の規定についても概ね同様の規定になっております。

(総務課長)

ただいまの、西之表市総合教育会議設置要綱について、質問・ご意見等ありませんか。

(構成員)

なし。

(総務課長)

無いようですので、お諮りします。西之表市総合教育会議設置要綱について、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。

(構成員)

異議なし。

(総務課長)

西之表市総合教育会議設置要綱について、事務局提案のとおり承認されました。では、これ以降の議事につきましては、西之表市総合教育会議設置要綱に基づいて、市長に進行をお願いいたします。

(市長)

これ以降は私が議長ということの様ですので、議事進行をしていきます。

では、次に西之表市の教育に関する大綱の策定について、事務局の説明を求めます。

イ 西之表市の教育に関する大綱の策定について

(法制文書係長)

では、西之表市の教育に関する大綱の策定について説明します。協議資料2をお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によれば、地方自治体の長は、教育基本法に規定する基本的方針を参酌し、地方公共団体の教育等に関する総合的な施策の大綱を定めると

なっており、これが、今回策定しようとしている「西之表市の教育に関する大綱」です。

また、文部科学省教育局長通知では、大綱は、地方公共団体の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定を求めるものではないこと、又、教育基本計画に規定する教育振興基本計画を定めている場合は、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられると考えられ、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合、別途大綱を策定する必要はないとなっています。

本市では、現在教育委員会において西之表市教育振興基本計画の策定作業中であり、当該計画をもって、「西之表市の教育に関する大綱」に代えることについて、協議をお願いするものです。

教育振興基本計画の概要等については、教育委員会から説明をお願いします。

(教委総務課長)

それでは、西之表市教育振興基本計画の策定状況について説明します。

まず、計画策定の趣旨ですが、教育委員会では平成 22 年度に前期の計画を策定しており、「歴史や伝統を受け継ぎ豊かな心とたくましく生き抜く力をはぐくむまちづくり」を基本目標とし、平成 22 年度から教育行政の総合的な推進を図ってきており、これまで取り組んだ成果と課題を踏まえ、平成 27 年度からの 3 年間に重点的に取り組むべき施策を反映させた、西之表市教育振興基本計画後期計画を現在策定中です。

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間としており、これは西之表市長期振興計画後期計画の計画期間と同様の計画期間にしています。

この計画の位置づけについては、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育基本計画として、平成 25 年 6 月に策定された国の第 2 期教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の教育の振興を図るために定める基本的な計画で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に規定される教育に関する大綱として位置付けることができる計画です。本市が目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針である「第 5 次西之表市長期振興計画後期計画」を踏まえた、教育行政分野における計画であり、本市関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していくこととしています。

計画の構成ですが、計画については概要版と素案を配布しています。構成については、第 1 章で計画策定の趣旨、第 2 章で本市教育を取り巻く環境、第 3 章で基本目標、これは平成 22 年度に計画を策定した時点で、今後 8 年間に目指す教育の姿ということで目標を定めていたのでその目標をそのまま使っております。第 4 章に今後 3 年間に取り組む施策を、第 5 章に計画実現に向けて本計画を実現するための方策を定めています。第 4 章の今後 3 年間に取り組む施策については、概要版の見開きの部分に今後 3 年間に取り組む施策ということで、基本目標「歴史や伝統を受け継ぎ豊かな心とたくましく生き抜く力をはぐくむまちづくり」を大きな柱として、本市の教育理念であります「ひとり立ちの教育」を具現化するために、今後 3 年間に五つの方向性を定めて施策を展開することとしています。1 番目に規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進、2 番目に能力を伸ばし、社会で自立す

る力をはぐくむ教育の推進、3番目に信頼される学校づくりの推進、4番目に地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進、5番目に生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興という風に方向性を定めており、それぞれの方向性の中で細かく分類をしたところです。

次に、策定に向けたスケジュールですけれども、本日、総合教育会議でこの基本計画の素案を提出させていただきました。その後6月の庁議等での報告、6月10日から7月9日までパブリックコメントの実施、6月中旬に議会全員協議会への報告を行い、その間で市民の意見等頂ければと思っています。7月の定例教育委員会でもこの基本計画については審議をいただき、8月上旬にはこの基本計画を決定し、大綱に代わる計画としていきたい考えています。以上です。

(市長)

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。ございませんか。

(教育委員長)

五つの方向性について、学校教育、義務教育が主体となって、生涯学習、生涯教育といった一般住民の方は、5番目の方向性を中心として描かれているが、そのウェイトについての考え方は。

(教委総務課長)

方向性としましては、1・2・3の部分が、学校教育のウェイトが高くなっており、4・5について社会教育関係の部分が盛込まれています。国の基本計画を参酌するというのでこの計画の中に取り入れておまして、国の計画がこのように構成されているということです。

(市長)

他に何かありますか。よろしいですか。

(構成員)

なし。

(市長)

それではお諮りします。西之表市の教育に関する大綱の策定について事務局提案のとおり承認してよろしいですか。

(構成員)

異議なし。

(市長)

それでは事務局提案のとおり承認されました。

それでは、その他に移りたいと思います。委員の皆さんからご意見、質疑等ありませんか。事務局からありますか。

5 その他

- (1) 西之表市の教育に関する大綱については、本日教育委員会が提出した西之表市教育振興基本計画の素案に、今後の検討で大きな変更があれば再度総合教育会議を開くこととし、無い場合は改めて総合教育会議を開くことなく回章等により決定することについて、了承を得た。
- (2) 総合教育会議の開催時期と開催回数について、11月頃と4月頃の年2回定例的に開催し、その他不測の事態の場合は臨時的に開催するということでの了承を得た。

6 閉会 午後2時40分